

## 母子及び父子福祉資金のお知らせ

母子家庭の母または父子家庭の父等で、20歳未満のお子さん等を扶養している方や父母のない児童等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために必要な資金の貸付を行います。**本資金は、あくまで「貸付」であり、返済義務があります。**

### 1. 母子及び父子福祉資金の種類

種類	資金の用途
修学資金	児童が高等学校、大学、大学院、高等専門学校または専修学校で就学するための授業料、書籍代、通学費、教科外活動費、下宿代、アパート代等に必要経費
就学支度資金	児童が高等学校、大学、大学院、高等専門学校または専修学校もしくは修業施設へ入学、入所に際しての入学料、被服費、アパートの敷金等に必要経費
修業資金	児童が修業施設で技能取得するための授業料、交通費に必要経費
就職支度資金	就職するのに直接必要な被服費等に必要経費

### 2. 貸付申請に必要な事項・書類

- 申請者：申請者は原則児童本人とし、借受人となります。
- 法定代理人：児童が高校生以下の場合、保護者（親権者）が法定代理人になります。
- 連帯保証人：収入・資産等により保証能力のある第三者保証人（1名）が必要です。  
（原則として県内に住む借受人の親族及び申請者と別世帯で、償還完了時の年齢が70歳未満の方）
- 添付書類：戸籍謄本、住民票、所得・課税証明書、家計の状況表など

### 3. 修学資金・就学支度資金の事前申請

- ・修学資金、就学支度資金の貸付けを希望される方は、**原則1月末まで**に錦江町役場介護福祉課を通じて、貸付申請書等を提出してください。
- ・進学する学校の納付金納入の時期に間に合わないことがありますので、早めにご相談ください。
- ・既に納付済みの場合は、貸付けは認められません。

### 4. その他注意事項

- ・日本学生支援機構奨学金等の公的奨学金や金融機関等の借入を受ける予定の児童については修学資金の貸付けは受けられません。  
ただし、その奨学金の額では、授業料等が不足し、母子及び父子福祉資金貸付の限度額まで必要な方は、不足分の貸付け（奨学金と本資金の貸付限度額との差額が上限）を受けることは可能です。
- ・自動車運転教習所に通うために、修業資金の貸付けを受けようとする児童については、高等学校等の最終学年に在学し、就職することが内定しており、当該学校等で免許取得を禁止していない場合に貸付けを受けることができます。
- ・貸付申請書等の書類は、錦江町役場介護福祉課にあります。

※貸付限度額・貸付期間等の詳細につきましては、県のホームページをご覧ください。錦江町役場介護福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 錦江町役場 介護福祉課 ☎ 22-3042

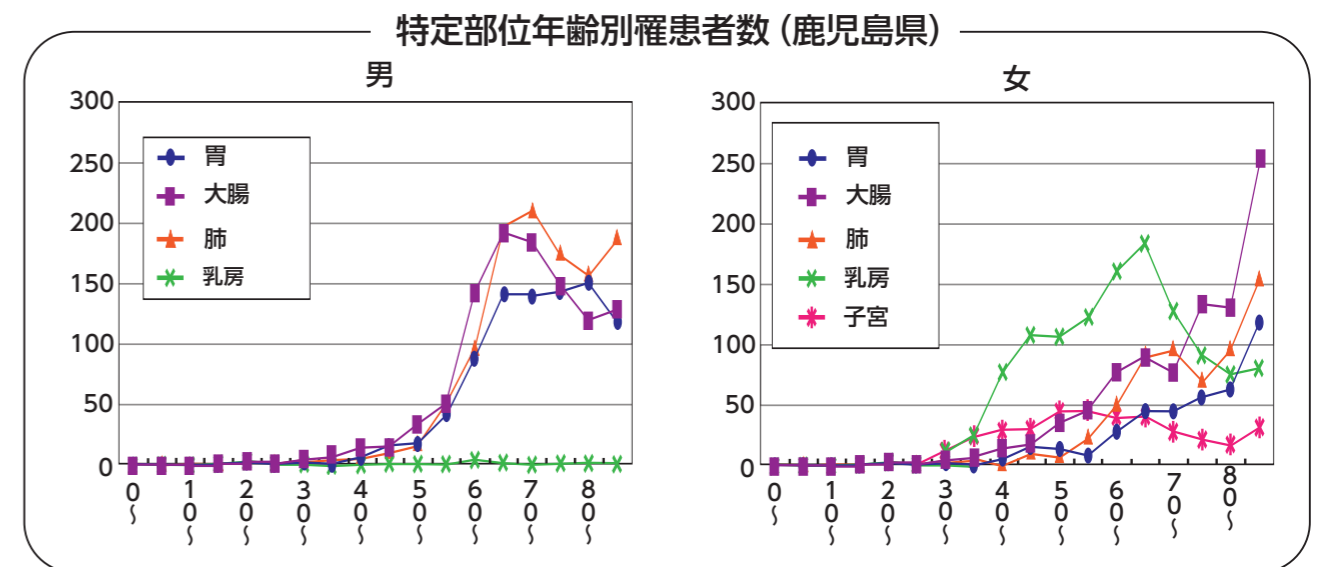
## 病院で受ける胃カメラ検診はじめます

日本人の2人に1人が一生のうちになんらかのがんになるという統計があり、今やがんは誰でもなりうる身近な病気と言えます。毎年、町では胃がん、大腸、腹部超音波、子宮がん、乳がんなどの検診を実施しています。しかし、胃がん検診受診者は年々減少しています。50歳代からがんにかかる人が増えることや検診の受けやすさ、選択肢を増やすため、病院での胃カメラ検診を開始します。

### 鹿児島県と錦江町の現状

がんになる人は今も年々増加しており、鹿児島県の死亡原因で第1位、錦江町では第2位となっています。県内のがん患者数を年代別にみると（下記のグラフ）、男性は50歳代から、女性は60歳代から増加する傾向となっています。錦江町でもがんの早期発見・治療のために毎年、検診を実施し、ご活用いただいています。しかし、胃がん検診受診者は、年々減少傾向にあります。

そこで、50歳からがんにかかる人が増えることや選択肢を増やすために病院での胃カメラ検診を開始します。がんは、医学の進歩により「不治の病」ではなくなりつつあるとはいえ症状が進行してから発見されると治療が困難となる場合もあります。ご自身やご家族のためにも検診を受けましょう。



### 胃カメラ検診の内容

- 対象者**▶ 町内在住の50～69歳の町民（厚生労働省推奨年齢）  
※町の胃がん検診や人間ドック、職場健診を受けた（または予定の）方は除く
- 実施機関**▶ 今年度は肝属郡医師会立病院のみ **実施時期**▶ 9月～12月
- 料金**▶ 2,500円（生保・非課税世帯は無料） **定員**▶ 30人
- 申込期間**▶ 8月30日（火）～9月2日（金） 9時～17時（平日のみ）

●申込・お問い合わせ先

錦江町役場 本庁 健康保険課 ☎ 0994-22-3044